

リハビリテーション日数制限の撤廃を求める意見書

今年4月の診療報酬改定でリハビリテーションについて、脳血管は発症・手術または急性増悪から180日以内、運動器は発症・手術または急性増悪から150日以内、呼吸器は治療開始日から90日以内、心大血管は治療開始日から150日以内との算定日数上限が設定されました。

しかし、障がいや病状には、個人差があり、同じ病気でも、病状により、リハビリを必要とする期間は異なります。また、リハビリ無しでは、生活機能が低下し、命を落とす患者もおります。障がいを負った患者は、日数制限の導入によって、生命の質を守ることができず、寝たきりになる人も多くなります。

厚生労働省は、除外規定があるから問題はないと主張していますが、「状態の改善が期待できる」場合に限られており、維持期リハビリについては、介護保険で対応するものとしています。

しかし、介護のリハビリでは、医師の監視のもとで、厳格な機能回復、維持の訓練のプログラムを実施することはできません。

短期間で状態が改善されなくても数年をかけて機能向上する人もおり、リハビリを打ち切られたことにより状態が悪化し、リハビリに戻りたくても受け入れる医療機関がないという状況もすでに生まれています。

個々の患者の必要に応じた十分なりハビリテーションを提供できるように、以下の点について速やかに対応されるよう要望いたします。

記

- 1 リハビリテーションの診療報酬上の日数制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月15日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿

参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿